

<注意>

この点検項目（例）は、「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理について」（平成12年1月11日付）により示した点検項目の例である。

幼児児童生徒の安全確保及び安全管理についての点検項目（例）

<趣旨>

この点検項目は、幼児児童生徒の安全確保のためには、地域と一体となって対応するとともに、学校としての安全管理のための方策が必要であることを踏まえ、幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理のために、学校において取り組むべき事項並びに家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項について、具体的に点検すべき項目を参考例として示したものである。各学校においては、これを参考として、必要な修正、追加を行うなど、学校や地域の実情に即した形で点検を行うことが望ましい。

<点検項目>

I 学校において取り組むべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(職員の共通理解と校内体制) (1) 幼児児童生徒の安全確保に関し、職員会議で取り上げるなどして、教職員間で情報交換や共通理解を図っているか。			
(来訪者の確認) (2) 学校への来訪者のための入口や受付を明示し、外部からの人の出入りの確認を行っているか。			
(不審者情報に係る関係機関等との連携) (3) 学校周辺等における不審者等の情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。			
① 日頃から警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。			
② 近接する学校との間で情報を提供しあう体制をとっている。			
(始業前や放課後における安全確保の体制) (4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定め、幼児児童生徒の状況を把握しているか。			
(登下校時における安全確保の体制) (5) 登下校時において、幼児児童生徒の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。			
① 幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導している。			
② 通学路において人通りが少ないなど、幼児児童生徒が登下校の際により注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意喚起している。			
③ 登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の幼児児童生徒が緊急避難できる場所を幼児児童生徒一人一人に周知している。			

(安全に配慮した学校開放)			
(6) 学校開放に当たって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。			
① 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策を講じている。			
② 学校開放時の安全確保について、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。			
(学校施設面における安全確保)			
(7) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。			
① 校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。			
② 自動警報装置、防犯監視システム等を設置している場合、作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。			

2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(不審者情報がある場合の連絡等の体制)			
(8) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制が整備されているか。			
① 警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図ること。			
② 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めていること。			
③ 登下校時や放課後等における幼児児童生徒の安全確保のため、保護者やPTA等による学校支援のボランティアから巡回等の協力を得ること。			
(不審者の立入りなど緊急時の体制)			
(9) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。			
① 直ちに校長又は教頭に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導等、緊急に対応できる教職員の体制を整えている。			
② 警察や教育委員会に対して、直ちに通報がなされる体制を整えている。			

Ⅱ 家庭や地域社会の協力を得て取り組むべき事項

1 日常の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(家庭への働きかけ) (1) 幼児児童生徒が犯罪や事故の被害から自分の身を守るため、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかけが行われているか。			
(学校外の安全確保のための地域の関係団体における取組) (2) 学校外の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等関係団体の協力を得て、学区内の人通りの少ない場所等危険箇所の点検や「声かけ運動」等をはじめとする取組が行われているか。			
(登下校時、学校開放時等における安全確保のための地域の関係団体における取組) (3) 登下校時、学校開放時等の安全確保のため、PTA、自治会、青少年教育団体等地域の関係団体との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回指導をはじめとする取組が行われているか。			
(4) 登下校時等に万一の場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」等の地域のボランティアの体制がとられているか。			

2 緊急時の安全確保

点 検 項 目	措 置 状 況		行っていない場合に 講じている代替措置 又は今後の改善計画
	行っ て い る	行っ て い な い	
(5) 学校周辺や学区内等で不審者等の情報がある場合には、次のような取組を行う体制がとられているか。			
① PTA、自治会、青少年教育団体等関係団体との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、放課後等における学校周辺や学区内の巡回指導、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制がとられている。			
② 学校や関係機関等からの注意依頼の文書が、各家庭に配布されたり、地域に掲示されたりする体制がとられている。			